平成 30 年 11 月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査に係る資料

目次

いこいの里について ······ P1~8

こ ど も 部 水 産 農 林 部 平成 30年 11月

· · ·

1 概要

いこいの里(あぐりの丘)については、平成30年4月1日から指定管理者制度を導入することとしていたが、導入できなかった経過があり、指定管理者制度の導入にあたって、現在の検討状況について報告するもの。

2 これまでの経緯

時期	内容							
平成 10 年 3 月	長崎市いこいの里条例制定							
平成10年7月	農業体験型施設「あぐりの丘」として開園 農畜産物加工施設(ミルクプラント、ソーセージ工房)、レストラン、ビール工房、 ミニ遊園地などを整備し運営 (維持管理は㈱長崎ファミリーリゾート、運営は㈱ファームの共同で運営を開始)							
平成 13 年 3 月	株長崎ファミリーリゾートの解散							
平成 13 年 4 月	市が維持管理(都市計画部が所管)							
平成 18 年 3 月	(株)ファームの撤退							
平成 18 年 4 月	維持管理に加え、運営も市の直営							
平成 18 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者制度導入を図ったが、提案業者が募集基準に至らなかった。							
平成 19 年度	指定管理者制度導入検討 指定管理者候補者が、議会審査において承認されず、指定管理者の導入には 至らなかった。							
平成 20 年度	農業体験型施設としての運営を強化するため水産農林部へ移管							
	いこいの里再整備計画を策定 「市民参加で創る、人と自然のつながりを思いだし体感する場」及び「食農教育」という具体的なコンセプトを掲げ、施設を整備							
平成 21 年度	村のエリアから街のエリアへ移設:管理事務所、料理体験教室、 ふれあい動物広場 街のエリア:ばら園の整備、子どもの遊具や広場整備、ふれあい動 物広場リニューアルオープン、親水広場オープン							
平成 25 年度	市民協働の取組みを開始							
平成 29 年度	指定管理者候補者選定審査会に係る予算を計上							

3 施設の概要

- (1) 住 所 長崎市四杖町 2671 番地 1、ほか (長崎市牧野町、四杖町、相川町及び鳴見町)
- (2) 公の施設の範囲 約 50ha
- (3) 概 要
 - ア 事務所、便所、店舗、休憩所など(37棟)
 - イ 牧舎、羊小屋、ヤギ小屋など (7棟)
 - ウ 大型遊具、親水池など

[別図1、2参照(P4~5)]

4 現状分析

いこいの里においては、平成 20 年度の来場者が約 14.5 万人と減少する中、平成 21 年度に、いこいの里再整備計画を策定し、遊具やふれあい動物広場、親水広場などの整備、さらに体験プログラムの充実や市民協働の取り組みを進め、利用者減少対策を講じてきた。

こういった中で、平成27年度以降は利用者も増加し、30万人を超える状況であるが、 この増加の大きな要因は、農業に関するプログラムの利用者の増ではなく遊具やふれあ い動物広場の利用者の大きな増加により、そのほとんどが子どもやその家族となってい る。

[参考1参照(P6)]

《参考》市民ニーズアンケート結果

(調査対象:あぐりの丘、子育て支援センターほか7施設、アンケート回収数:1,867件、調査期間:平成30年3月29日~5月6日)

(あぐりの丘について)

- ・来園者の割合は、市内が約70%、県内まで含めると約95%であり、来園者の約70%が家族で、その多くが子ども連れとなっている。
- ・来園目的は、「ふれあい広場と遊具」が約 45%、「イベント・その他」が約 42%であり、利用の満足度は非常に高い。
- ・あぐりの丘に求めるものは、「雨の時でも遊べる場所があるとよい」が約 45% で求める声が多い。

(市内の遊び場について)

- ・長崎市内で、子どもと出かける時に困ることで一番多いのは、「雨の時に連れて行く場所がない」が約 40%で求める声が多い。
- ・遊び場に求めるものは、「遊具が充実している」が約48%、「無料の駐車場がある」が約42%、「天候に左右されず遊べる」が約37%の順となっている。
- ・不足している遊び場については、「雨の日でも利用できる屋内の遊び場」が 約74%で認識が高い。

[参考2参照(P7~8)]

5 公の施設の設置目的の変更

この状況を受け、さらに市民のニーズに応えるという視点に立つと、いこいの里は、農業や食といった農業体験型施設として運営を続けるのではなく、施設が持つ豊かな自然環境などのポテンシャルを活かしながら、利用者が増加している子どもの遊び場としての利用を市民ニーズと捉え、それを中心とした新たな発想による施設に変えることで、より有効な利用が可能であると判断される。

このため、施設の運営の方向性を「土と自然に親しむレクリエーションの場」から 「遊びを通して子どもの成長をみんなで育む施設」に変え、それに沿った公の施設の 設置目的に変更することとしたい。

今後、条例の廃止・制定の手続きを検討していく。

6 新たな施設の方向性

子どもの遊び場の整備に対する市民のニーズ等は高く、遊びは子どもの成長や発達に重要な役割を果たすことから、その必要性・重要性はともに高い状況にあるが、市内には公園などの遊び場はあるものの、子どもたちが五感を駆使して多様な体験に出会え、遊びを通して子どもを育む施設はなく、市外の施設を利用している状況がある。

このような現状を踏まえ、あぐりの丘の資産を有効に活用し、次代を担う子どもたちに、豊かな自然環境の中、遊びを通じて、子どもの成長を支える人々と関わりながら多様な体験、交流及び憩うことができる場を提供し、子どもの健やかな育ちを図るための施設を設置する。

(1) 公の施設の範囲

現在「あぐりの丘」として市民の利用に供している区域(約 23.2ha)とする。 「別図 2 参照 (P5)]

(2) 民間活力の導入

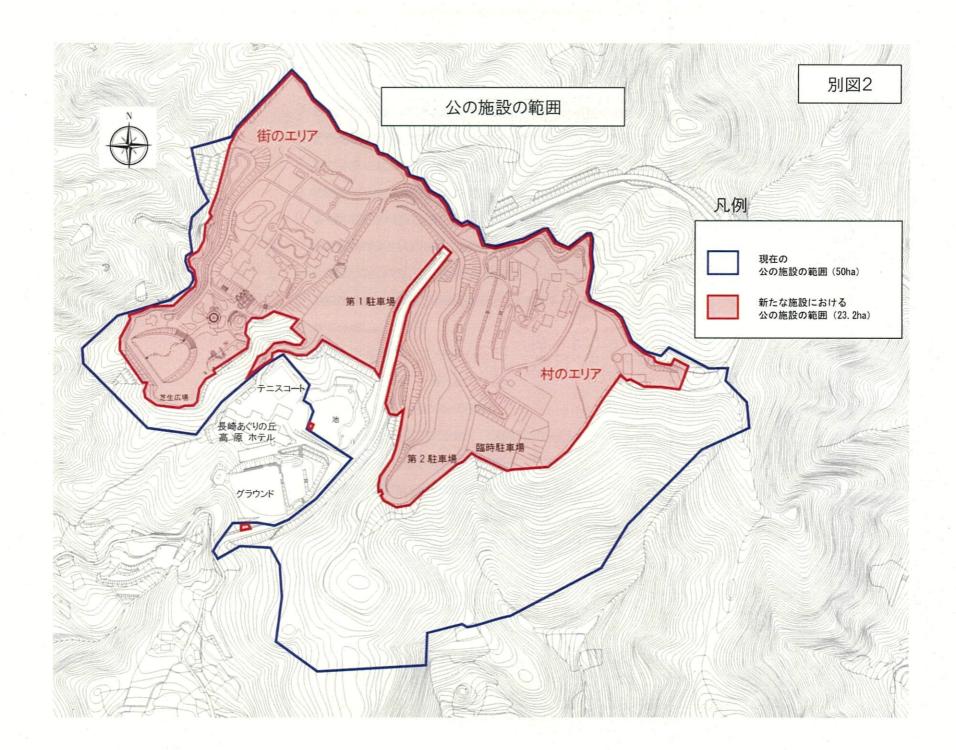
新たな施設については、民間の能力やノウハウを活用しつつ、市民サービスの 向上や行政コストの削減等を図るため、指定管理者制度を導入する。

また、公的資金の投資を最小限に抑えながら、施設の魅力を向上させるため、施設の目的に沿い、施設の効用を増加させるものについて、民間資本による施設整備(新設を含む)及び収益事業の実施を認めることとし、指定管理者から提案を求める。

(3) 全天候型施設の整備

天候に左右されない屋内施設を併設し、屋外での「遊び」や「体験」と一体的に提供することで、子どもたちの遊びの幅が広がるとともに、自立歩行ができない乳幼児等にとっても安全安心な遊び場が確保され、施設の更なる魅力向上が図られることから、全天候型施設を整備する。

なお、全天候型の屋内施設は、子どもの遊び場として、必要な施設と考えていることから、本市において計画・整備する。



(参考1) あぐりの丘の来園者数の推移等



項目	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
来園者(人)	472,684	345,887	255,394	297,884	244,841	263,968	251,278	228,523	171,605	160,363
項目	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
来園者(人)	145,417	165,618	230,686	252,704	291,063	289,191	286,820	300,714	301,516	318,385

(参考2)

市民ニーズアンケート

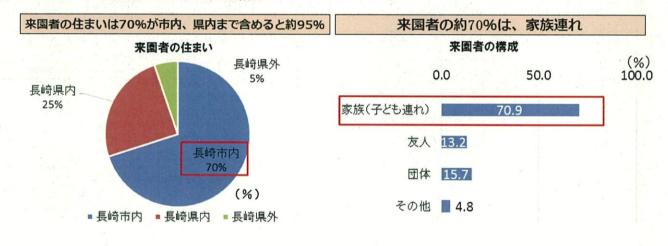
〇調査目的

本調査は、いこいの里の管理運営に係る指定管理者制度導入に向けた方向性の検討にあたり、「いこいの里に関する市民ニーズ」と「類似施設利用者のニーズ」を把握するとともに、「市民のこどもの遊び場に関する意識」を把握することを目的とする。

- 〇調査対象及びアンケート回収数 あぐりの丘、子育て支援センターほか 7 施設で実施し、1, 8 6 7 件を回収
- 〇調査時期 平成 30 年 3 月 29 日~5 月 6 日

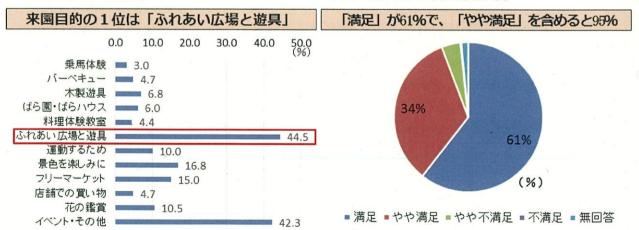
〇調査結果

(ア) 来園者の住まい及び構成



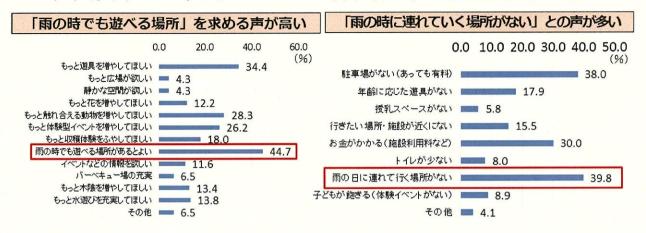
(イ) 来園目的

(ウ)来園者の利用満足度



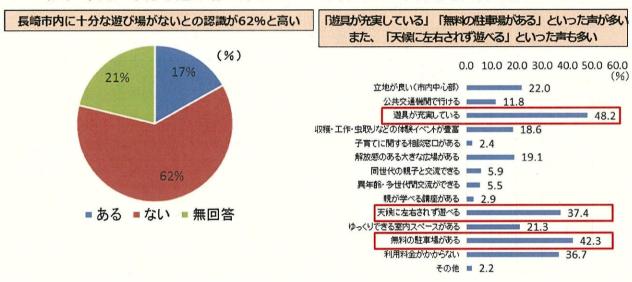
(エ) あぐりの丘に求めること

(オ) 市内で子どもと出かけるときに困ること



(カ) 市内に十分な遊び場があるか

(キ) どのような遊び場があれば行ってみたいか



(ク) 不足している遊び場について

